

キャリアアップをお考えの社会人の方へ

専門実践教育訓練
厚生労働大臣指定講座

仙台工科専門学校の測量学科・環境土木工学科は、専門実践教育訓練 厚生労働大臣指定講座に認定されています。
一定の条件を満たした対象者に、支払った経費の一部が支給されます。

専門実践教育訓練給付金

最大 **40** 万円支給

+

受講後、資格取得等し、1年以内に就職された方には

最大 **16** 万円追加支給

1年あたり
合計最大

56 万円
支給

さらに

教育訓練支援給付金

教育訓練期間中、返還不要で給付を受けられます。

※2022年3月31日までの時限措置です(延長については未定です)。
給付要件等や詳細につきましては、ハローワークにお問合せください。

雇用保険
基本手当日額の

80% 支給

一定の条件を満たした給付対象者※

教育訓練給付とは？

中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度で、返還義務はありません。

給付を受けることができる方

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ・平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過している方

給付の額

受講者が支払った教育訓練経費のうち50%(年間上限40万円)が支給されます。更に受講修了日から1年以内に資格取得等をし、被保険者として雇用された場合には教育訓練経費の20%が追加支給されます。給付金の上限額は訓練期間が1年の場合は56万円、2年の場合は112万円となります。

給付金支給の流れ

ハローワークで
受給資格の確認
キャリアコンサル
ディングの実施

ハローワークに
必要書類の提出
(受講開始日の
1ヶ月前まで)

ハローワークより
半年毎に給付

受講開始

追加給付

卒業・就職
資格取得

給付を受けるためには、事前にハローワークにて受給資格確認、申請手続きが必要です。

※詳細につきましては、ハローワークにお問合せください。

